

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

				資料番号	2	担当課	農産園芸課
法令名	肥料の品質の確保等に関する法律	根拠条項	12-2	許認可等の内容	普通肥料の登録の更新		
<p>○肥料の品質の確保等に関する法律 昭和25年5月1日 法律第127号 (登録及び仮登録の有効期間) 第十二条 登録の有効期間は、三年（農林水産省令で定める種類の普通肥料にあつては、六年）とし、仮登録の有効期間は、一年とする。 2 前項の登録の有効期間は、申請により更新することができる。但し、公定規格の変更により公定規格に適合しなくなつた普通肥料又は公定規格の廃止により当該種類につき公定規格の定がなくなつた普通肥料については、この限りでない。</p>							